

## メンタルケア支援事業実施要領

平成 19 年 3 月 20 日 18 保福計発第 12692 号大田区福祉事務所長決定  
改正 平成 24 年 3 月 21 日 23 蒲生発第 12428 号大田区福祉事務所長決定  
改正 平成 28 年 3 月 29 日 27 蒲生発第 13281 号大田区福祉事務所長決定  
改正 平成 30 年 10 月 5 日 30 蒲生発第 11953 号大田区福祉事務所長決定  
改正 令和 2 年 2 月 19 日 31 蒲生発第 13354 号大田区福祉事務所長決定

### (目的)

第 1 条 この実施要領は、大田区で生活保護を受給している者で、精神障害者及び精神的疾患のある者等（以下「精神障害者等」という。）のうち、居宅生活の維持及び安定化並びに就労等への準備及び継続的就労のため、特に専門的な支援を必要とする者に対しメンタルケア支援事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業内容)

第 2 条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅生活安定化支援（日常生活自立支援及び社会生活自立支援）  
精神障害者等に対して、生活上の課題についての助言や社会資源の活用等を通じて、日常生活上の自立及び社会生活上の自立を支援することをいう。
- (2) 就労自立支援（経済的自立支援）  
就労を希望する精神障害者等に対し相談や、大田区就労専門相談員（非常勤職員）と連携して必要な情報提供を行う等の経済的自立に向けた支援を行うことをいう。
- (3) その他生活福祉課長が必要と認める支援

### (事業の委託)

第 3 条 事業は、委託により実施する。

- 2 受託者は、委託契約の内容に基づき生活福祉課に精神保健福祉士等をメンタルケア支援員（以下「支援員」という。）として配置し事業を実施する。
- 3 受託者は、支援員を統括する管理責任者 1 名を別途、指定する。

### (支援員の業務)

第 4 条 支援員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 支援方針及び支援計画策定のための助言及び協力
  - (2) 被保護者の自立に向けた居宅安定化支援、就労支援等の個別支援
  - (3) 地域生活でのトラブル解決への側面的支援
  - (4) その他生活福祉課長が必要と認める業務
- 2 支援員は、生活福祉課及び関係部署と連携して業務を行う。
  - 3 管理責任者は前 2 項に掲げる業務を管理し、他の支援員を指揮監督する。

### (支援会議)

第 5 条 生活福祉課長は、支援対象者を決定する外、必要に応じ、地区担当員、査察指導員、支援員及び関係職員等で構成する会議（以下「支援会議」という。）を招集、主宰するものとする。

- 2 支援会議は、ケース診断会議又は関係者による協議をもってこれに代えることができる。

### (支援候補者の選定)

第 6 条 地区担当員は、担当する精神障害者等について査察指導員と協議し支援会議に諮る者（以下「支援候補者」という。）を選定する。

- 2 地区担当員は、支援候補者についてメンタルケア支援事業検討票（別記第 1 号様式。

以下「支援検討票」という。)を作成する。

3 査察指導員は、支援検討票に基づき、生活福祉課長に支援会議の開催を求める。

(支援対象者の決定)

第7条 生活福祉課長は、支援会議において支援対象者を決定する(以下「支援決定者」という)。

2 査察指導員は、支援決定者についてメンタルケア支援事業決定者名簿(別記第2号様式)を作成する。

(支援決定者への説明及び意思確認)

第8条 地区担当員は、支援決定者に支援内容を説明し、原則としてメンタルケア支援事業承諾書(別記第3号様式)により承諾を得るものとする。ただし、支援決定者の承諾を得ることが困難な場合であっても、その支援を妨げないものとする。

2 地区担当員は、必要に応じ支援決定者への説明及び意思確認に際し支援員の協力を求めることが出来る。

(メンタルケア支援事業記録票の作成)

第9条 支援員は、支援決定者に対して面接を行い、具体的な支援実施内容をメンタルケア支援事業記録票(別記第4号様式。以下、「記録票」という。)に記録する。

2 支援員は、記録票の記録について査察指導員及び地区担当員と情報を共有する。

3 査察指導員は、支援員及び地区担当員から支援状況を確認し、支援方針や支援方法の見直しを行うに当たり必要に応じ、生活福祉課長に支援会議の開催を求めるものとする。

(事業の実施期間)

第10条 支援決定者に対する事業の実施期間は、原則として1年を基本とする。ただし、生活福祉課長が必要と認める場合3年を超えない範囲で実施することができる。

2 生活福祉課長が、支援決定者の当該目的を達成したものと判断した場合には支援決定者に対する事業を終了する。ただし、生活福祉課長が必要と認める場合は前項に定める期間を超えない範囲で当該支援決定者に対する支援を再開することができる。

(嘱託医との協議)

第11条 地区担当員及び支援員は、支援決定者の支援方針及び支援方法について、嘱託医に協議できるものとする。

(報告)

第12条 支援員は、毎月、事業の実施状況について、生活福祉課長に報告するものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。